

マイナンバーカードに関する休日窓口を開設します

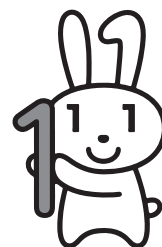
マイナンバーカードの申請、受け取り、電子証明書更新などの手続きについて、下記の日程で休日窓口を開設します。
休日窓口は完全予約制で、平日の8時30分から17時15分まで電話にて予約を受け付けします。

●12月の開設日

開設日 12月8日(日) 受付時間 9時～16時 受付場所 住民環境課窓口

※予約制ではありますが、手続きには1人あたり15分ほど時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

- 持ち物 <カードの申請> 個人番号カード交付申請書(お持ちの人のみ)、通知カード、本人確認書類
- <カードの受け取り> 交付通知書(はがき)、通知カード、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの人のみ)、本人確認書類
- <電子証明書更新、暗証番号再設定> マイナンバーカード



【マイナンバーカードに関する手続きについて】

※必ず本人が窓口にお越しください。

なお、15歳未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※マイナンバーカードの申請や受け取り時に暗証番号を記入していただきます。事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以内および数字4桁)を決めておいてください。

【マイナンバーカードの申請について】

スマートフォンやパソコンなどを使って、既に送付されている個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、マイナンバーカードオンライン申請サイトにアクセスし、メールアドレスや顔写真などの必要事項を登録することでマイナンバーカードの交付申請をすることができます。詳しくは「QRコード付き交付申請書でマイナンバーカードをつくろう! <https://mynumbercard.soumu.go.jp>」をご覧ください。

● 今後の休日窓口開設日は、令和7年1月12日(日)です。

システムのメンテナンスなどで日時が変更になる場合があります。町ホームページでご確認ください。

問 住民環境課 ☎32-1104

障がいになったとき～障害基礎年金について～

国民年金に加入している間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診察を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級 障害者手帳*の等級ではありません)による障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

*身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○令和6年4月分からの年金額(定額)

- 【1級】昭和31年4月2日以後に生まれた人 1,020,000円+子の加算
昭和31年4月1日以前に生まれた人 1,017,125円+子の加算
- 【2級】昭和31年4月2日以後に生まれた人 816,000円+子の加算
昭和31年4月1日以前に生まれた人 813,700円+子の加算

障害基礎年金を受けるためには初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていることが必要です。

- (1) 20歳前に初診日があること
- (2) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- (3) 初診日および請求日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

※老齢基礎年金を繰り上げて請求している人は、事後重症などによる障害基礎年金を請求することができなくなります。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166